

**令和6年度「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に係る補助事業
(略称:「Jイノプラ3」)**

－ 公 募 要 領 －

令和7年2月20日

「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」事務局
(事業執行団体: ランドブレイン株式会社)

令和6年度第1次補正予算「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」
に係る補助事業 公募要領

令和7年2月20日
「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」事務局
(事業執行団体：ランドブレイン株式会社)

経済産業省では、令和6年度第1次補正予算「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に係る補助事業者を、以下の要領で募集します。

申請にあたっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」及び交付規程をご理解の上、下記の点についても十分にご認識いただいた上でご応募願います。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省及び経済産業省が直接補助する本事業の管理法人（以下「事業執行団体」という。）として当社が、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 事業執行団体から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又

は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません。

(参考) http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

※当社ランドブレイン株式会社は、経済産業省より本事業の事業執行団体として採択されて、本事業の事務局を運営しております。

－ 目次 －

1. 事業概要	1
1－1. 事業目的・趣旨	1
1－2. 補助対象事業	2
1－3. 補助対象事業者	3
1－4. 補助率及び補助対象経費等	3
1－5. 事業実施期間	3
2. 申請手続	4
2－1. 募集期間・スケジュール	4
2－2. 説明会の開催	4
2－3. 申請方法	4
3. 審査・採択	6
3－1. 審査内容	6
3－2. 審査方法	10
3－3. 採択の内示の通知等	10
3－4. 交付決定	11
3－5. 交付要件	11
4. 補助金の支払い	12
4－1. 支払時期	12
4－2. 支払額の確定方法	12
4－3. 実績報告書の提出時における実施体制把握	12
5. その他の注意点	13
5－1. 必要手続	13
5－2. 補助対象経費からの消費税額の除外	13
5－3. 事業の進捗確認・フォローアップ	13
6. 問合せ先	14

1. 事業概要

1-1. 事業目的・趣旨

地域大学（以下「補助事業者」という。）は、産学連携による共同研究やスタートアップ創出につながるシーズを有しており、それらを活用することが地域におけるイノベーション創出、経済成長の鍵となります。

そこで、本事業では、地域オープンイノベーション拠点選抜制度（J-Innovation HUB）の一環として、地域の中核大学等が強みや特色を有する研究分野において、企業と大学等が連携しオープンイノベーションを推進するための産学融合機能を担う「Jイノベ拠点」の「プラットフォーム型」として選抜します。

Jイノベ拠点プラットフォーム型は、1-2. 補助対象事業に整理する、①スタートアップ創出のためのインキュベーション施設・設備の整備、②企業との共同実験施設・設備の整備、③オープンイノベーション推進施設・設備の整備の3タイプの整備を支援するものです。

【地域オープンイノベーション拠点選抜制度（J-Innovation HUB）「プラットフォーム型」について】

- ・「地域オープンイノベーション拠点選抜制度（J-Innovation HUB）」とは、大学等を中心とした地域イノベーション拠点の中で、企業ネットワークのハブとして活躍している産学連携拠点を評価・選抜することにより、信用力を高めるとともに支援を集中させ、トップ層の引き上げを促すものです。

(https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/j_innovation.html)

- ・本事業に採択された大学等は、「Jイノベ拠点」の「プラットフォーム型」として選抜され、本事業終了から令和12年度末まで有効となります。既往の「Jイノベ拠点」が本事業で採択された場合には、既往の国際展開型・地域貢献型に重複して選抜されることになります。

1-2. 補助対象事業

(1) インキュベーション施設・設備の整備【類型①】

大学等の保有する高い研究開発力をハブとして活用し、その事業化を加速化させる工夫がなされたスタートアップ創出支援のためのインキュベーション施設・設備の整備を支援します。

- ・インキュベーション施設、試作ラボ等の整備 等

(2) 企業との共同実験施設・設備の整備【類型②】

大学等の強みのあるシーズを束ねることで、企業の共同研究への投資が加速し、それらの成果を基にスピニングアウト、カーブアウトし新たなスタートアップ創出につながるような体制の整備（例：共同研究施設等整備、個別の研究を束ねる情報基盤の構築等）や、大学等が保有する高い研究開発力をハブとして活用し、企業等が目指す事業化に呼応した新たな研究開発への投資を呼び込むための実証フィールドの整備（例：キャンパス内の実証実験にかかる施設整備、実証実験に必要な安全確保・法令遵守等のための施設整備等）を支援します。

- ・共同実験施設等整備、個別の研究を束ねる情報基盤の構築 等

(3) オープンイノベーション推進施設・設備の整備【類型③】

大学等の保有する高い研究開発力をハブとして活用し、ステークホルダーである地域の企業や行政とともに、地域の課題等を解決していくための工夫がなされた施設の整備や、首都圏等から優れた専門人材等を誘致するための施設、企業人材や次世代を担う若手研究者等の高度人材交流を促進させる工夫がなされた施設等の整備を支援します。

- ・コワーキングスペースの整備、地域の中核産業人材育成のための施設・設備の整備 等
- ・ワーケーション関連施設等の整備、産学共同人材育成施設等の整備 等

※ネットワークのハブとしての機能は、スタートアップ創出にも企業とのオープンイノベーションの推進にも重要であることから、類型①または③の施設・設備の整備は必須とし、規模の大小・新設改修は問わずスタートアップ創出・育成支援のためのインキュベーション施設や、オープンイノベーション推進のためのコワーキングスペースや交流スペース等を併設するようにしてください。

※産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインについて

参画機関においては、本プログラムを通じて産学官連携やオープンイノベーションに関する下記のガイドラインの取組を進めていただき、特に産学官連携の体制整備状況については、「産学官連携の体制整備に関するチェックシート」を提出して頂きます。

- ・産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン及び【追補版】

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/guideline.html

1－3．補助対象事業者

本事業の補助対象事業者は上記 1－2．に掲げる施設・設備等の事業及び整備後の管理・運営等について責任を持って実施することのできる以下の機関とします。

- ・国公立大学、高等専門学校
- ・国公立大学が産学連携等の機能促進のために出資した外部化法人（国立大学法人は国立大学法人法第 22 条第 1 項第 6～8 号に規定された法人、公立大学法人は地方独立行政法人法第 21 条第 2 号に規定された法人）

※複数機関による共同提案は可能です。

※本事業の主たる目的が、スタートアップ創出等による持続的な経済成長の実現であることを踏まえ、提案機関（自治体と密な連携を取れるような場所にキャンパス等を有するなど、当該キャンパス等が拠点の中核的なサイト（実施場所）となる計画に対応できる機関に限る。）が立地する地域の自治体（都道府県、政令指定都市、市町村又は特別区）との共同提案を期待します。

1－4．補助率及び補助対象経費等

補助対象経費、補助率、上限額は以下の通りです。

補助対象経費の区分	内容	補助率	上限額
(1) 調査設計費	建築計画に関する調査費及び設計費	2／3 以内	5 億円以内
(2) 工事費	施設（これらと一体的に整備される設備を含む。）の建築又は改修に要する経費（土地の取得造成費を除く）	2／3 以内	
(3) 研究開発設備費	研究開発に必要な機械装置の購入又は据え付け等に必要な経費	定額	2．5 億円以内

※原則として、撤去費（既存建物解体費、既存設備の撤去費）、外構工事費（外灯、門扉、フェンス、駐車場、植栽等。建物本体と一体的に整備する必要があるものを除く。）及び施設本体に直接関係のない工事費は補助対象になりませんので、ご注意ください。

※（3）のみの提案は対象外になります。また、（3）の補助額は（1）と（2）の合計額を超えることはできません。

※施設整備に係る経費が交付決定時よりも安価になった場合に設備整備に係る補助金上限額に影響が及ぶ際には、速やかに事務局に相談ください。事務局において、個別事情に応じて判断いたします。

1－5．事業実施期間

交付決定日～令和 8 年 3 月 6 日

2. 申請手続

2-1. 募集期間・スケジュール

募 集 開 始 日：令和7年2月20日（木）
締 切 日：令和7年3月21日（金）12時必着
採 択 通 知：令和7年3月下旬（予定）
交付決定・事業開始：令和7年3月下旬（予定）

2-2. 説明会の開催

本事業の趣旨・内容を的確にご理解いただきたく、極力、説明会へ参加いただきますようお願いいたします。

＜説明会＞

日 時：令和7年2月28日（金）13：30～14：30

方 法：オンライン

申し込み：令和7年2月27日（木）正午までに「6. 問合せ先」に記載の担当者宛に電子メールにて、件名「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備 説明会申し込み」、本文に「所属組織及び所属部署名」「担当者名」「電話番号」「電子メールアドレス」を明記の上ご連絡ください。追って説明会のご案内をご連絡いたします。（説明会当日11：00までに当該連絡が届かない場合には、お電話にて事務局までご確認ください。）

注意事項：「Microsoft Teams」を利用します。利用できない場合は、概要を共有するので、その旨を連絡してください。

2-3. 申請の意向表明

申請意向の状況を把握したいため、説明会申し込み時と同様の内容を事前に事務局にお送りいただきますようお願いいたします。

＜申請意向の事前送付＞

期 限：令和7年3月7日（金）

※この期限以降も受け付けていますので、ご意向が固まり次第、お送りいただきますようお願いいたします。

2-4. 申請方法

本プログラムは、補助金申請システム jGrants もしくは電子メールで申請を受け付けます。jGrants では、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等を行います。

＜申請書類＞

- ① 申請書 （様式1）
- ② 申請概要 （様式1別紙）
- ③ 提案書 （様式2）
- ④ 提案書補足資料 （様式2別紙）

- ⑤ 産学官連携の体制整備に関するチェックシート（様式 3）
- ⑥ 参考書類（別添 様式自由・片面 10 枚以内）

③提案書（様式 2）の「事業内容等に関する事項⑤～⑨」について、複数類型を選択する場合や複数施設を一体的に整備する場合に本様式の枚数では記載内容が超過してしまう場合には、当該ページを最大 2 枚まで追加いただいてもかまいません。

申請にあたっては、Word、PowerPoint 形式のファイルは PDF にすることなく、そのままアップロードしてください。その上で、全ての申請書を一元化した PDF ファイルも、併せてアップロードをお願いいたします。

<提出方法>

補助金申請システム jGrants

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※jGrants を利用するにあたり、G ビズ ID の gBizID プライムの取得が必要です。gBizID プライムの申請受付状況によっては ID 取得までに期間を要する場合がありますので余裕を持って準備してください。

電子メール

電子メールの場合には、申請書類を「innopla3@landbrains.co.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に係る補助事業申請書」としてください。

（留意事項）

- ・申請書類に記載された情報については、事業内容等の審査・管理、支払額の確定・精算、政策効果検証、関連府省庁等の支援スキームへの接続といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。なお、申請書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ・申請書類等の作成費は経費に含まれません。
- ・提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択取り消しとなる場合があります。

3. 審査・採択

3-1. 審査内容

(1) 基本的事項

①補助事業者としての実施体制

- ・補助事業を実施できる十分な管理能力があり、そのための体制が整備されていること

②補助事業者としての財務的健全性

- ・補助事業を実施できる財務的健全性を有していること

③補助対象経費等の妥当性

- ・補助対象経費等の内容が妥当なものであること

④工程の妥当性

- ・補助事業期間内の確実な竣工が見込まれる工程になっていること

(2) 事業内容等に関する事項

地域経済活性化に向けた波及効果や社会へのイノベーション創出力等について、以下の各観点にしたがって審査を行います。

なお、経済産業省において企業とのオープンイノベーションのハブとして評価・選抜している J イノベ拠点、J-NEXUS に参画している大学等や、文部科学省・科学技術振興機構（JST）の共創の場形成支援、内閣府地方大学・地域産業創生交付金で採択されている大学等は審査の際に加味します。

また、1-2. 補助対象事業に示す、施設・設備の整備に必要な費用の外部からの調達等（※）を行い、本事業開始時から強力な産学官連携体制の構築に取り組む計画を提案する大学等は審査の際に加味します。

※民間企業や自治体からの寄附・出資等による資金提供や、本事業の実施に必要な設備の提供等。大学債の発行による資金調達等。ただし、設備の提供等を受ける場合、その設備の金額等は本事業の補助対象事業費に含めることはできません。

<事業内容等に関する審査項目>

(A) 全施設共通の審査項目

⑤地域経済活性化に向けた波及効果

- ・所在地域の中核となる人材育成（博士人材、経営人材、起業人材、支援人材）や域外のリソースの呼び込みを通じた具体的な経済活性化の方策が示されていること

⑥研究開発及びその実用化による経済におけるイノベーション創出

- ・研究開発及びその事業化やスタートアップ創出等による新規産業・市場における商業的な創出効果が見込まれていること

⑦適切な施設・設備の維持・運営体制と持続可能な経営の実現に向けた取組

- ・本事業における維持管理費（負債）を想定し、大学等の長期的な視点（例えば 10 年後）に沿った計画の下に位置する施設・設備であること
- ・本事業の長期的・自律的な財源確保（例えば 10 年後）をシナリオとして提示し、適切な対価回収を含む健全な運用ができること

- ・施設の運営ビジョンや運営計画が策定されている、もしくは多様なステークホルダー等を交えた過程を経て策定予定であること
- ・施設や事業の運営マネージャー、コーディネーター等の配置などにより、施設の運営・利活用を戦略的かつ柔軟にマネジメントする用意があること、もしくは事業期間中に人材（博士人材、経営人材、起業人材、支援人材）の確保・育成等に関する計画を策定する予定であること

⑧企業・スタートアップ、VC、他の大学・高等専門学校等の教育研究機関、自治体等の巻き込み

- ・施設・設備の整備が完了した時点からその後の期間において継続的に産学官による施設・設備の十分な利用が見込まれること（例えば「Jイノベ」拠点やそれに相当する施設等として活動可能なハブ機能を有しているか）
- ・企業・スタートアップ、VC、スタートアップ支援企業や地域の複数の大学・高等専門学校等や人文科学・社会科学等も含む他の研究センター・学部、自治体等も含めて産学官の連携体制の構築がされるものであるとともに、拠点が構想する研究開発及びスタートアップ支援のロードマップが明確であること

⑨研究の先端性

- ・研究シーズが先端的な強み・特色を有しており、産学官連携やスタートアップ創出に繋がる期待値が高いこと。また、当該研究力に比して、産学官連携やスタートアップ創出の目標値が十分に高いこと。
- ・研究に関連した特許・ノウハウ等を保有もしくは戦略的に取得し適切にマネジメントできており、当該領域において高い優位性を有していること

(B) 施設類型毎の審査項目

(a) インキュベーション施設・設備【類型①】

⑤地域経済活性化に向けた波及効果

- ・スタートアップの創出等をきっかけとした産学官連携等の所在地域経済活性化に向けた具体的な提案（効果）があること

⑥研究開発及びその実用化による経済におけるイノベーション創出

※（A）のとおり

⑦適切な施設・設備の維持・運営体制と持続可能な経営の実現に向けた取組

- ・大学等発スタートアップに対する投資増やVC等からの資金循環等に向けた制度や仕組みの構築について具体的に示されていること
- ・大学等発スタートアップに対するソフト支援（ギャップファンド、事業会社とのマッチング、VC等資金調達、経営教育・経営人材マッチング等）について組織内外の体制において効果的かつ具体的に構築されていること

⑧企業・スタートアップ、VC、他の大学・高等専門学校等の教育研究機関、自治体等の巻き込み

※（A）のとおり

⑨研究の先端性

※（Ａ）のとおり

（ｂ）企業との共同実験施設・設備【類型②】

⑤地域経済活性化に向けた波及効果

- ・地域が抱える課題解決や地域経済活性化に向けた波及効果が効果的かつ具体的に示されていること
- ・地域の中核企業との共同研究等やそれらを基にしたカーブアウト・スピントラートアップの創出等を含む産学官連携の活性化に向けた具体的な提案（効果）があること

⑥研究開発及びその実用化による経済におけるイノベーション創出

※（Ａ）のとおり

⑦適切な施設・設備の維持・運営体制と持続可能な経営の実現に向けた取組

- ・産学官連携における民間からの投資増等に向けた制度や仕組みの構築について具体的に示されていること

⑧企業・スタートアップ、VC、他の大学・高等専門学校等の教育研究機関、自治体等の巻き込み

※（Ａ）のとおり

⑨研究の先端性

※（Ａ）のとおり

（ｃ）オープンイノベーション推進施設・設備【類型③】

⑤地域経済活性化に向けた波及効果

- ・地域が抱える課題解決や地域経済活性化に向けた波及効果が効果的かつ具体的に示されていること
- ・地域の中核企業との共同研究等やそれらを基にしたカーブアウト・スピントラートアップの創出等を含む産学官連携の活性化に向けた具体的な提案（効果）があること

⑥研究開発及びその実用化による経済におけるイノベーション創出

- ・地域の課題に対してアカデミアの知を供出し、複数のステークホルダーを巻き込んだオープンイノベーションを推進するハブ機能拠点としての具体的な提案があること

⑦適切な施設・設備の維持・運営体制と持続可能な経営の実現に向けた取組

- ・産学官連携における民間からの投資増等に向けた制度や仕組みの構築について具体的に示されていること

⑧企業・スタートアップ、VC、他の大学・高等専門学校等の教育研究機関、自治体等の巻き込み

※（Ａ）のとおり

⑨研究の先端性

※（Ａ）のとおり

(3) KPI 及び交付要件に関する事項

本事業の着実な事業展開に向けて、整備する拠点毎に中長期的に達成すべき目標である標準 KPI (Key Performance Indicator) とともに、補助金の交付を受ける段階での交付要件 (後述 3-5) の設定は必須とし、これについて審査を行います。

応募時	交付決定時	事業中	補助金の交付時	3 年後	5 年後
KPI 及び交付要件の設定案について審査	KPI 及び交付要件の設定	設定した交付要件に基づく進行管理、改善指示等	設定した交付要件の実現を確認してから補助金を支払う	設定した KPI の実現状況を毎年度経済産業省に報告	

(3) -1 KPI

最低限設定すべき標準 KPI (3 年後及び 5 年後) は以下の通りとします。なお、拠点毎に任意の独自 KPI を設定することも可能とします。また、設定したこれらの KPI については、施設・設備の整備後に経済産業省がフォローアップを行うことを予定しており、採択された場合には毎年度、実施状況報告を経済産業省に対して行っていただく予定です (後述 5-3)。

<最低限設定すべき標準 KPI>

○類型①インキュベーション施設・設備

- ・ディープテック分野の大学等発スタートアップ創出数
- ・ディープテック分野の大学等発スタートアップ創出支援に向けたギャップファンド等の支援規模 (総額、件数)
- ・ディープテック分野の大学等発スタートアップの外部資金調達額 (エンジェル投資家、VC からの出資等)
- ・社会実装創出数 (研究の特許化、製品の商品化等) (※創出数だけではなく、それに向けた大学等の産学官連携に係るマネジメント力を評価)
- ・ディープテック分野の大学等発スタートアップ育成数 (シード・アーリー・レイトーステージ、M&A、IPO 等)
- ・ディープテック分野の大学等発スタートアップ創出に向けた支援プログラム内容 (マッチング、VC 接続等)
- ・施設・設備の継続的な運営を可能にする目指すべき自立的なエコシステム全体の考え方

○類型②企業との共同実験施設・設備

- ・産学連携プロジェクト創出数

- ・大型産学連携プロジェクト創出数（※共同研究等による研究費受入額が1,000万円以上のプロジェクトを大型プロジェクトとする）、全プロジェクト数に占める割合
- ・民間企業、競争的資金等を問わず外部資金調達額、全体収入に占める割合（※金額の高低だけでなく、その自立化に向けたシナリオを評価）
- ・研究の特許化、製品の商品化等社会実装創出数（※創出数だけではなく、それに向けた大学等の産学連携に係るマネジメント力を評価）
- ・自立化達成率（※運営費交付金等の大学等独自財源に依らない収入の割合）
- ・拠点における事業規模の成長率（※拠点の収入の毎年度の増加割合）

○類型③オープンイノベーション推進施設・設備

※類型③のみを選択された場合は下記 KPI 全てを記載ください。類型①や類型②と組み合わせる場合は★のみを記載ください。

★交流人口創出数

- 1) 交流イベントへの参加や日常的・スポットでの施設利用など、施設の利用者
 - 2) 施設の運営や自治体・企業・地域団体等とのネットワーク構築など、施設の運営に関与する事業者・個人
- ・人材育成プログラム創出数
 - ・産学連携プロジェクト創出数
 - ・大型産学連携プロジェクト創出数（※共同研究等による研究費受入額が1000万円以上のプロジェクトを大型プロジェクトとする）・全プロジェクト数に占める割合
 - ・外部資金調達額、全体収入に占める割合（※金額の高低だけではなく、その自立化に向けたシナリオを評価）
 - ・施設・設備の継続的な運営を可能にする目指すべき自立的なエコシステム全体の考え方

(3) — 2 交付要件

補助事業を開始した後、施設・設備の工事等が完了し補助金の交付を受ける段階で、補助事業者が満たすべき拠点毎の交付要件（後述3－5）について、設定する値についても審査します。

3－2. 審査方法

審査は事務局が外部有識者で構成される審査委員会を設置し、申請内容について原則として書面審査により総合的に審査を行い、採択します。

3－3. 採択の内示の通知等

選定結果については、決定後速やかに内示します。

※内示を受けた方には、事業開始に係る必要な手続きを所定の期間内に行っていただきます。

3-4. 交付決定

採択された申請者が、事業執行団体あてに補助金交付申請書を提出し、それに対して事業執行団体が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

このほか、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省及び事業執行団体との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

3-5. 交付要件

補助事業を開始した後、施設・設備の工事が完了し補助金の交付を受ける段階で、補助事業者が満たすべき拠点毎の要件は以下の項目の通りです。これらの項目について、事業内容や先述の KPI と整合が取れた形で、定量的な数字や具体的な取組内容について設定をしていただくようお願いします。なお、補助金の交付を受ける段階時において検証するために必要なエビデンス（企業との合意書等）については事務局の指示に従っていただきます。項目の進捗が順調でないと判断される場合は、審査委員会等において、技術潮流や競争環境の激しい変化、施設・設備整備期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他の不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は計画段階で予測することの出来ない事由であって補助事業者の責任によらない事情の有無の確認を行うとともに、当初の提案内容が履行されていない場合には、改善指示を発出することがあります。なお、改善指示に従わない等の適切な対応が取られていないと判断できる場合は、補助金の支払いを行わないことがありますのでご留意ください。

<交付要件>

○共通

- ・入居予定率または施設利用予定率
- ・施設の運営計画（資金調達、運営責任者やスタッフの確保・育成、多様な主体とのネットワークの形成や連携に向けた計画、段階的なイノベーション機能の充実など）の策定・実行状況

○類型①インキュベーション施設・設備

- ・施設整備前の先行的な取組の実施（ディープテック分野の大学等発スタートアップの育成掘り起こし等）
- ・ディープテック分野の大学等発スタートアップからの資金循環に向けた関連制度の整備状況（大学等へのストックオプションの付与などの具体的な施策）

○類型②企業との共同実験施設・設備

- ・連携企業数・規模
- ・施設整備前の先行的な取組の実施（共同研究の先行的な実施等）

- ・産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン等を踏まえ、民間からの投資増に向けた大学等の機関内における関連制度の整備状況（研究者への産学連携に係るインセンティブ制度、間接経費の設定、知の価値付け等の制度の整備などの具体的な施策）

○類型③オープンイノベーション推進施設・設備

※類型③のみを選択された場合は下記要件全てを記載ください。類型①や類型②と組み合わせる場合は★のみを記載ください。

- ★自治体、企業等とのオープンイノベーションを促進するための特徴的な取組状況・イベントなどの先行的な取組の実施、もしくは実施の計画
- ・連携企業数・規模
- ・施設整備前の先行的な取組の実施（産学連携人材育成プログラムなどの先行的な実施等）

4. 補助金の支払い

4-1. 支払時期

補助金の支払いは、原則、事業終了後の精算払となります。

※事業実施期間は交付決定日から令和8年3月6日までとなります。

※なお、必要に応じて財政当局に対し予算の繰越手続を行う予定です

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、事務局にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。
〔参考〕概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

4-2. 支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

4-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、実施体制資料を添付してください。

実施体制資料には、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合等については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事

業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（別添1参照）を添付してください。

5. その他の注意点

5-1. 必要手続

補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

（経済産業省 補助事業事務処理マニュアル）

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

5-2. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

5-3. 事業の進捗確認・フォローアップ

補助事業の実施状況の把握のため、経済産業省及び事業執行団体（ランドブレイン株式会社）が定期的に進捗状況を確認いたします。

また、申請の際に提案いただいた KPI について、毎年度、経済産業省に対して実施状況報告を行っていただき、その達成状況及び拠点が生み出す成果の評価について経済産業省 HP において公表を行う予定です。なお、フォローアップは設定いただく KPI の最終年度までの 5 年間実施する予定です。

なお、事業計画後、著しく本事業の目的・計画にある利用がなされない場合や他の目的・用途への転用、財産の処分などが行われた場合には、本補助金の返還の必要があることにご留意ください。

さらに、補助事業終了後に、追跡調査等に協力いただく場合や、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

6. 問合せ先

質問等がありましたら、下記担当者まで問い合わせ願います。また、質問が多い事項に関しては、経済産業省 HP にて FAQ を随時更新予定です。

〔FAQ 掲載 URL〕

https://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/chiiki_no_tyuukakudaigaku_inkyubeeshon_kyotenseibi.html

■「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」事務局

(ランドブレイン株式会社)

吉戸、田平、増谷、大蔵

※E-mail でお問い合わせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

■E-mail : innopla3@landbrains.co.jp

■電 話 : 080-3576-9640

(平日 10:00~12:00、13:00~17:00)

<事業所管>

経済産業省 イノベーション・環境局 大学連携推進室

実施体制資料について

請負先、委託先並びに請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）は、事業終了後に実績報告書を提出する際に、実施体制資料を作成してください（再々委託先については金額の記述は不要）。

（実施体制資料の記載例）

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	関係	住所	契約金額（税込）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区	※算用数字を使用し、円単位で記載	※できる限り詳細に記入
（株）B総研	再委託先（A研究所からの委託）	神奈川県〇〇市	※算用数字を使用し、円単位で記載	※できる限り詳細に記入
Cコンサル（株）	再委託先（A研究所からの委託）	大阪府〇〇市	※算用数字を使用し、円単位で記載	※できる限り詳細に記入
（株）Dセンター	再々委託先（B総研からの委託）	岩手県〇〇町	記入不要	※できる限り詳細に記入
（株）E事務所	委託先	東京都〇〇区	※算用数字を使用し、円単位で記載	※できる限り詳細に記入

※Dセンターは、補助事業者からみると再々委託先となるので、契約金額の記入は不要

実施体制図（税込100万円以上の請負・委託契約）



■事務局連絡先

「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」事務局

(ランドブレイン株式会社)

吉戸、田平、増谷、大蔵、川島、佐久間(涼)、木場、花井、織田、平良

※E-mail でお問い合わせいただきますようお願いいたします。

■E-mail : innopla3@landbrains.co.jp

■電 話 : 080-3576-9640

(平日10:00~12:00、13:00~17:00)

<事業所管>

経済産業省 イノベーション・環境局 大学連携推進室